

## 空家等の対策に関する協定書

白井市（以下「甲」という。）と千葉司法書士会（以下「乙」という。）は、空家等の対策を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、市内の空家等が管理不全な状態とならないよう空家等の対策を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（2）管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。

ア 老朽化又は台風等の自然災害により、建築物等が倒壊し、又は建築物等に用いられた建築材料が飛散して、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

イ 空家等に不特定の者が侵入することにより、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態

ウ 敷地内の樹木若しくは雑草の繁茂又は害虫等の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態

（3）所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

（1）市内にある空家等の所有者等から空家等の管理に関する相談を受けた場合は、乙の業務を紹介するものとする。

（2）甲が発行する広報紙に掲載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、乙が行う空家等の相談業務の広報に努めるものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

（1）空家等に関する法律相談等

（2）空家等の相続人の調査、特定及び相続登記

（3）相続財産管理人選任申立書等の作成

（4）空家の利活用、跡地利用等に関する各種契約内容の相談

（5）相談業務結果の甲への報告

（協定書の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

（秘密の保持）

第6条 乙及び乙の会員は、この業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（収集の制限）

第7条 乙は、相談業務による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年9月7日

甲 千葉県白井市復1123番地  
白井市  
白井市長 笠井 喜久雄

乙 千葉県千葉市美浜区幸町2丁目2番1号  
千葉司法書士会  
会長 長谷川 秀夫